

今後検討すべき論点についてⅡ

【審議事項】

- ・ 市町村間の広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。

(1) 基本的な認識

- ・ 市町村間の広域連携が困難な地域における市町村が、人口減少の影響を大きく受ける中で、持続可能な行政サービスを提供するためには、市町村と連携し、それを支える都道府県の役割がより重要になるのではないかな。

(2) 都道府県が補完をする必要性を検討する上での判断要素としては何が考えられるか。

(客観的要素)

- ・ 都道府県が補完をする必要性を検討する上での判断要素としては、第30次地方制度調査会答申において「小規模市町村であること」及び「地方中枢拠点都市（連携中枢都市）や定住自立圏の中心市から相当距離があること」があげられたところであるが、これら以外に考えられるか。

(主観的要素)

- ・ 客観的要素に加え、市町村と都道府県の合意という主観的要素も重要ではないか。
- ・ 市町村が自ら処理することが困難であると判断した場合に、都道府県が補完を行うべきであり、市町村が望んでいないのに都道府県が補完をするということは考えにくいのではないかな。都道府県の補完は、市町村の申出を前提とするべきではないか。
- ・ 一方、市町村は、法令により市町村が処理することとされている事務について、自らの責任を自覚せずに補完の申出をするべきではないかな。補完を受けようとする市町村が望めば必ず補完するという事にはならないのではないかな。
- ・ 補完を受けようとする市町村が補完の申出をする場合には、あらかじめ、当該市町村が将来の人口推計等を踏まえた地域経営の方向性を定め、当該方向性に進むために必要な事務や体制について検討・見直しをした上で、補完についての協議を都道府県と行うべきではないか。議論を積み重ねることが重要ではないか。

- ・ 結果として、同じ都道府県内であっても、市町村ごとに補完される事務が異なっていたとしても、著しく不合理でなければ、許容されるべきではないか。

(3) 都道府県の補完の対象となる事務は何が考えられるか。

(基本的な考え方)

- ・ 市町村の事務を都道府県が補完しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制が必要ではないか。

(補完になじまない事務)

- ・ 仮に、都道府県が事務を処理する体制を整えることができたとしても、そもそも市町村の存立に不可欠な事務やこれに密接に関連する事務（住民基本台帳、戸籍、選挙等）は、都道府県の補完になじまないのではないか。
- ・ 補完になじまない事務は他に考えられるか。

(補完の対象としやすい事務)

- ・ 道路等のインフラ、地域振興、地域保健、職員研修等の総務事務等のように、都道府県も同種の事務を処理している場合は、都道府県は事務を処理する体制を整えやすいことから、比較的補完が容易に実行できるのではないか。
- ・ 補完の対象としやすい事務は他に考えられるか。

(補完の対象とするためには時間を要するもの)

- ・ 介護保険や義務教育等のように、都道府県は関連する事務を市町村と分担して処理している場合は、都道府県において、職員の育成など事務を処理する体制を整備するために一定の時間を要するのではないか。
- ・ さらに、消防のように、都道府県は主たる事務を分担していない場合は、職員の育成など事務を処理する体制を整備するために必要なコストが大きいことから、補完の事務として適当かどうか慎重に検討する必要があるのではないか。
- ・ 補完の対象とするためには時間を要する事務は他に考えられるか。

(補完の対象事務の戦略的な選択)

- ・ 補完の対象とする事務については、都道府県と市町村との事務分担の違いによって補完の実施の困難度が異なること等を踏まえ、市町村の人口減少を見通しながら、戦略的に考える必要があるのではないか。

(補完の方法)

- ・ 平成26年の地方自治法改正により新たに設けられた連携協約や事務の代替執行も含め、事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じて活用することが重要ではないか。
- ・ 具体的には、例えば、都道府県の出先機関の職員が市町村職員と執務スペースを共有化することや、補完の対象となる市町村に定期的に訪問する等、事務の態様や地理的条件に応じて、効率的で効果的な方法を工夫することとするべきではないか。

(4) 都道府県の補完の他に考えられる対応策はあるか。

- ・ 地方公共団体が連携して、別の法人格を有する組織に、市町村に代わって特定の事務を処理させる方法が考えられないか。